

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月29日
【会社名】	図研エルミック株式会社
【英訳名】	ZUKEN ELMIC, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 朝倉 尉
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番1号
【電話番号】	045-624-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 江口 慎一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番1号
【電話番号】	045-624-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 江口 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社が当事者となっていた訴訟について和解による解決に至りましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の和解があった年月日
平成28年11月29日

(2) 当該訴訟の和解の内容及び支払金額

本件訴訟は、当社が株式会社情報システム総合研究所（本店所在地：東京都豊島区南池袋二丁目29番12号 メトロシティ南池袋ビル、代表取締役：道正佳月）から受注し、平成23年から平成25年までに開発・納入した成果物に関連して損害が生じたとする訴訟（以下、本訴という）を、同社を原告、当社を被告として平成26年3月14日に東京地方裁判所に提起されておりました。その損害賠償請求額は訴状並びに平成28年3月9日に原告から提出された訴えの変更申立書により138百万円でありました。

一方で、当社が本訴原告から支払いを受けていない当該開発業務の委託代金11百万円と支払いを受けるまでの遅延損害金の支払いを求める業務委託代金請求訴訟（以下、反訴という）を当社は平成27年4月20日に東京地方裁判所へ提起しておりました。

本訴、反訴の審理を通して当社の正当性を主張してまいりましたが、この度裁判所より和解勧告がなされ、裁判所における弁論準備手続での協議を行う中で、和解条件等を慎重に検討を重ねた結果、同所の勧告を受け入れ早期解決を図ることが合理的と判断し、訴訟上の和解が成立いたしました。

この和解成立により、当社は本件和解金として81百万円を支払いを行う一方、反訴において支払を求めた未収委託代金11百万円の支払いを受けることとなりました。

以 上